



第 48 号

昭和41年 9月10日印刷  
昭和41年 9月15日発行

発行所  
宇都宮市旭町1-3, 427  
宇都宮商工会議所  
電話(3)3,071~3,074番  
編集者 藤生善之助  
印刷者 秋場榮吉  
宇都宮市旭町2丁目  
印刷所 三共印刷株式会社  
電話(4)4,106番(代)

## 事業もアイデア時代



特許庁審査第一部長 高 田 忠

### ○東京12チャンネル

先日、ニューヨーク・タイムスの東京詰めの記事が来て「近頃の日本における特許・実用新案の出願件数は世界の驚異だ。今年度は二十万件を越えるであろう。日本では、どんな奨励策を講じているのか教えてもらいたい。」と言

「日本ではこれと言って特別な奨励策など講じていない。実は大きな声では言えないが、特許庁でもあまりにも出願が激増し、審査が追付かないので困っているくらいだ。しいて言えば国民各層の研究意欲、アイデア熱の結果だろうよ。ときに、東京12チャンネルの『アイデア買います(只今特許出願中)』という番組を見たことがあるか。」  
「アイシー、アイシー、柳家金語楼、ミスター高田、グッドラントね。」  
「いやいや……しかし、あの熱ですよ。」

### ○事業家は見逃さない

あの番組は街の発明家や家庭の主婦それに学生などが、各自思いついた考案を12チャンネルへ持ち込んで、実演して見せ、柳家金語楼師匠、サトウ・ハチロー先生などが常連で、私も時々審査員になって、点数をつけるのであるが、あそこで紹介された考案には実によくスポンサーがつく。中には放送された翌日、実施化の申込みが五つもあって当事者をあわてさせたことさえあった。

ワンタッチ蛇口などもその一つ。これは水道の蛇口に差し込むコックであって、中央に出ベソがあり、その出ベソを押すと水が出、手を洗った後からちょっと押し上げると止る。いちいち栓をねじる必要がない。考案者はあるオルゴール会社の社員。社長に内緒で放送したが放送と同時に他社から企業化の申込みが殺到したので、社長の方が驚いて自社で企業化することになった。

各デパートが特設売場をつくって売り出し、二、三カ月の間に早や三十万個も売ったと聞く。

事業家は眼を皿にしてアイデアをさがしており、決してよいものは見逃がさない。

### ○アイデアさがしあの手この手

世の中がセチガラク競争が激しいから、何かニュー・アイデアで抜き出ようとする。そこで企業間のアイデア競争もますます盛んになる。

ある会社では、高い給料を払って雇った研究員だからと割り切って、研究員にノルマ制をしき、昨年は七百件の特許を出願すべしという社長命令を出したが、今年は一千件だぞという「シゴキ」型があるかと思えば、グッド・アイデアは尻を叩くだけでは生れない。研究員を温泉へ連れて行って馬鹿さわぎでもし、頭をクリヤーにしたらどうだろうという「粹型社長」の話もあるが、ともかく、じりじりした経営者のアセリが眼に見える。

そんな工合だから、アイデア募集の仕方にも次々ニュー・アイデアが現われる。

社員一般からお知恵拝借という提案制度等はもう古い。スポンサー料を払っておけば、バンクへもちよって来る。アイデアの中の面白いものを回してもらえろというアイデア・バンクが神田に生れたのは、もう十年も前のこと。

### ○素人重役会

東京の有名な百貨店でお得意先の主婦、学生、BG、等約五十名を重役に任命。毎月一回、素人重役会を開いて社業発展のため必要なアイデアを放言させる。手当五千円。これは社員では仲々出ない第三者の知恵を、重役になった気持で出させようというコンタン。仲々成績はよいそうだ。

### ○アイデア募集広告

そうかと思うと、月刊発明マガジン(発明学会発行)には、最近毎号「あなたのアイデアを買おう会社」という赤線で囲んだ欄があって、「カーテンレールのアイデアを求む。安田レール(株)社長○○○○○」、「洋服の箱のアイデアを求む。明治紙工(株)社長○○○○○」等という広告が出ている。名案が出たらこの欄を切りとり、それを貼ってお申込み下さいというわけ。



○夢のアイデア求む

更に最近では夢のようなアイデアを求める傾向が現われて来た。

先日、ある軽電機メーカーの社長が見えて、自社の製品について何か夢のようなアイデアを出してくれる人は誰かいないだろうか。二、三人そういう人を顧問にしたいんだが、推薦して欲しい。実現の可能性など考えなくてよい。需要者がどんなものをほしがっているのか、どんなところをどう改良したらいいのか、自社の技術者やデザイナーでは思い切った考えが出ない。うんと飛躍した案がほしい。その案をきいて、それをどう実現するかは自分のところの陣容で考えらるというのである。月二、三回来て勝手なことを言ってもらえばよいんだが顧問ということで月十万円くらい出したい。

二、三候補者を考えていたら、また、同じような話もち込んで来た。この会社では十三万円出すという。

日本の会社もいよいよアイデア合戦になったらしい。

筆者略歴

明治四十五年生れ、昭和十六年東大法学部卒業、同年高等試験行政科合格、同十七年商工省にはいり通産省重工業局計量課長、東京通産局商工部長、特許庁総務課長などを経て現在に至る。  
主な著書「デザイン活用」など。

日商情報

第一三二回常議員会開催

- 一、日時 41・7・20日 (水) 13時~15時
- 二、場所 東商第1・第2会議室
- 三、出席者 当所より保坂会頭並びに藤生専務理事出席
- 四、報告事項
  - (1) 昭和41年6月業務概要報告
  - (2) 昭和41年7月・8月事業予定報告
  - (3) 第9回産業教育委員会よりの報告
  - (4) 第32回中小企業委員会よりの報告
  - (5) 第51回運営委員会よりの報告
  - (6) 第21回全国商工会議所職員研修会開催に関する件
  - (7) 全国商工会議所業務概況報告(41年2月分)
  - (8) 全国商工会議所共済会業務報告
  - (9) その他
- 五、協議事項
  - (1) 新入特別会員承認の件(群馬県商工会議所連合会)
  - (2) 明年度中小企業政策に関する件
  - (3) 中小企業海外協力育成会社に関する件
  - (4) その他

日商常議員会に於て  
政府宛要望議決さる

過般の第一三二回日本商工会議所常議員会において、明年度中小企業政策に関する要望が次の如く議決され、政府並びに関係当局宛要望されることとなった。

明年度中小企業政策に関する要望

現在の景気回復過程においても、なお、多くの中小企業が不振をかこっているのは、企業規模の過小とそれによる低生産性等、従来からのわが国中小企業の特質に加えて、近年における経済構造の変動、市場条件の変化が重大な影響を及ぼしているからにほかならない。

即ち、技術革新に伴う大量生産、大量消費の進展は、労働集約的小量生産の存立をゆるがしており、労働事情の変化がこの傾向に一層拍車を加えているのは、ここに改めて指摘するまでもない。

これに加えて、開発途上国の工業製品との競争、ならびに諸外国より迫られつつある資本自由化に伴って予想される先進国産業との競争の激化等、中小企業をめぐる経済情勢は一段ときびしさを加えつつあるのが現状である。

このような情勢に対し、政府におかれては今後の中小企業のある方について明確な指針を示されるとともに、来年度については是非とも中小企業政策への傾斜的予算計上を行ない、中小企業構造の高度化と中小企業の体質改善を施策の中核とする左記事項の実現をはかられるよう強く要望する次第である。

記

- 1、中小企業の構造の高度化  
中小企業近代化促進法による業種別近代化計画が、中小企業の構造高度化の核心となるべきであるにも拘わらずその実効が十分上っていないので、企業規模の適正化、協業、転換等の基本的な施策を一段と推進すること。
- 2、中小企業規模の適正化  
中小企業の零細性を克服して規模の適正化をはかるため、金融税制上の画期的な優遇措置を講じて企業の合同合併、協業(以下協業化という)を促進すること。
- 3、中小企業の範囲の拡大  
中小企業の協業化等による規模の拡大にに応じて、中小企業の範囲を拡大すること。(工業については資本金一億円以下、従業員三〇〇人以下、商業サービス業については資本金三、〇〇〇万円以下、従業員一〇〇人以下)。
- 4、協業法人の創設  
協業化を推進するに当っては、企業性が發揮でき、しかも協同組合と同様の税制・金融上の優遇措置を認められる協業法人の制度を創設すること。
- 5、中小企業高度化資金等の改善拡充





中小企業近代化資金助成法による中小企業高度化資金等の各項目の枠を大中に増額するとともに、つぎの改善措置を講ずること。

- イ 協業化を促進するため、相当額の協業化資金を確保すること。
- ロ 中小企業高度化資金にかかわる土地建物の基準単価を現実にあわせて引上げ、その貸付金の償還期間を延長（十五年）すること。
- ハ 設備近代化資金については、貸付限度を引上げ（現行三〇〇万円を六〇〇万円に）、地方特殊産業および商業、サービス業における近代化設備を貸付対象に加えること。また、その償還期間を七年に延長すること。
- 6、中小企業の技術、技能の向上
  - 中小企業の体質改善に必要な技術もしくは技能の向上のために各地の試験研究機関がその成果を中小企業にPRし、積極的な指導を行なうよう措置すること。
- 7、転換の円滑化のための施策の実施
  - 内外の経済変動から必要となる事業の転換を円滑化するため中小企業高度化資金、政府関係中小企業金融機関等からそれぞれの役割に応じた転換資金の貸出を行うとともに、転換融資に対する保証保険を実施し、転換に対する税法上の特別措置を講ずること。
- 8、小規模企業共済制度の拡充
  - 小規模企業共済制度について、対象企業の範囲を拡大し、掛金を全額損金扱いとすること。
- 9、中小企業金融の強化拡充
  - イ 政府関係中小企業金融機関に対する財政投融資を大中に増額し、中小企業の構造高度化と体質改善のための政策金融を拡充することとし、つぎの措置を講ずること。
  - A 長期低利（貸付期限十年以上、金利五％以下）の貸付制度を設けること。

B 貸出限度額を左記のとおり引上げること。

- 国民金融公庫は、普通貸付三〇〇万円を六〇〇万円、中小企業金融公庫は、一般貸付三、〇〇〇万円を五、〇〇〇万円、重要産業五、〇〇〇万円を八、〇〇〇万円、中小企業団地一組合一億円を三億円、その他もこれに準じて引上げること。
- 商工組合中央金庫は、一組合三億円を五億円、組合員三、〇〇〇万円を五、〇〇〇万円。
- C 中小企業金融公庫の直接貸付対象に商業を加えるほか、サービス業の一部に対する政府関係中小企業金融機関の融資制限を解除すること。
- ロ 都市銀行をはじめ、民間金融機関においても中小企業の構造高度化と体質改善を促進するため、中小企業に対する貸出を積極化するよう、政府において指導すること。
- 10、信用保証保険の拡充
  - イ 中小企業信用保険臨時措置法を恒久立法とすること
  - ロ 中小企業信用保険公庫に対する政府出資を大中に増額し、保証枠の拡大と保証料率の引下げをはかること
  - ハ 信用保証協会への出損金を損金扱とすること。
- 11、中小企業投資育成会社の充実
  - 中小企業投資育成会社について、中小企業の自己資本充実促進のため、次の措置をとること。
  - イ 投資対象業種の範囲を拡大し、投資限度および転換社債引受枠を引上げること。
  - ロ 低利の政府資金の導入ならびに政府出資の増額をはかるとともに、政府出資を後配株式に変更すること。
  - ハ 投資損失準備金制度を新設すること。
- 12、中小企業海外協力育成会社（仮称）の設立
  - 中小企業の海外発展に資するため、投資、融資、保証およびコンサルティング業務を行なう中小企業海外協力育成会社（仮称）を設立すること（別途要望）。
- 13、商業秩序の確立
  - 農業協同組合、消費生活協同組合等が行なう生活物資供給事業により、中小小売業者の利益が不当に侵害されないよう強力な施策を講ずること。
- 14、中小企業の税負担の軽減
  - 中小企業の税負担を軽減し、その自己資本の充実をはかるため、法人税率の引下げ、同族会社の留保金課税の廃止、設備近代化積立金の損金扱および所得税、事業税等の軽減をはかること。（税制改正については追って要望）

◎通常議員総会にて昭和40年度当所  
事業報告並びに収支決算承認さる

別項の如く、去る七月二十六日、当所第一会議室において、通常議員総会が開催され、昭和40年度当所事業報告並びに収支決算が、それぞれ万場一致承認されました。昭和40年度各経費収支決算の内容は次のとおりです。



昭和40年度収支決算書

(一般会計)  
 (昭和40年4月1日より  
 昭和41年3月31日まで)

宇都宮商工会議所

(単位円)

収入の部		支出の部			
款	項	本年 予算額	本年 決算額	過 不足 △	備
1. 会費	1. 会費	6,806,500	6,790,500	△ 16,000	
	2. 過年度会費	6,800,000	6,784,000	△ 16,000	6,784円(1口1,000円)【個人376名 法人1,061名】
2. 交付金	1. 補助金	2,500,000	2,500,000	0	宇都宮市補助金
3. 事業収入	1. 商工技術普及 2. 商工業の振興 3. 事業の他収入	4,880,000	5,041,763	△ 161,763	1 雑算検定収入 1,130,950円 2 簿記検定収入 59,800円 3 タクサー(英和交) 検定収入 37,700円 4 計算の他収入 314,620円 5 その他収入 70,914円 1 各種共催事業負担金 611,527円 2 販路拡張、観光宣伝負担金 345,000円 3 各種の他収入 1,983,285円 4 その他 28,000円 5 1会議所の不広告料 168,000円 2 その他 291,967円
		2,000,000	2,020,360	△ 20,360	1各種証明、税務指導手数料 45,410円 2 会議所貸室使用料 1,974,950円
		30,000	30,000	0	事業に対する寄付金
6. 雑収入	1. 預金利息	409,468	369,975	△ 39,493	預金利息
	2. 雑収入	50,000	46,485	△ 3,515	その他雑収入
7. 繰越金	1. 繰越金	354,032	354,032	0	前年度繰越金
		354,032	354,032	0	
合 計		16,980,000	17,076,630	△ 96,630	
支 出 の 部					
款	項	本年 予算額	本年 決算額	過 不足 △	備
1. 給与費	1. 給料	4,550,000	4,493,239	△ 56,761	8名256,000円× 4ヶ月=1,024,000円 9名271,500円× 8ヶ月=2,172,000円
	2. 諸給	150,000	144,739	△ 5,261	役員家族手当及雑給
	3. 賞与	1,160,000	1,122,500	△ 7,500	役員賞与
	4. 報酬	0	0	0	委員囑託報酬



2. 旅費	1. 旅費	200,000	182,992△	17,008	役職員旅費
3. 家屋費	1. 借地料	370,000	343,790△	26,270	第6款一般事業費～26,270円流用 宇都宮市役所納付 家屋並に室内修理 水道熱道 1 光熱道 2 水道 3 火災損害保険料(建物、什器備品、自動車)
	2. 管理費	28,000	27,827△	173	
	3. 管理費	68,000	43,175△	24,825	
	4. 保険料	220,000	219,158△	842	
4. 事務局費	1. 通信運搬費	580,000	543,017△	36,983	第6款一般事業費～36,983円流用 1 電話料 2 郵便料 3 その他 諸用紙、文房具類、その他消耗品費 官公報、新聞、その他図書費 諸印刷費 備品購入及び修繕費 その他諸費
	2. 消耗品費	200,000	199,818△	182	
	3. 図書費	120,000	111,845△	8,155	
	4. 印刷費	50,000	48,180△	1,820	
	5. 什器費	100,000	99,565△	435	
	6. その他諸費	60,000	36,700△	23,300	
5. 会議費	1. 会議費	300,000	299,626△	374	1 役員総会費 2 役員会費 3 委員会の他 4 その他 1 議員総会費 2 役員会費 3 委員会の他 4 その他 子備費より10,000円、事務局費より36,983円、厚生費より4,152円、流用
6. 一般事業費	1. 中小企業相談所特別会計繰入金	6,700,000	6,777,405	77,405	中小企業相談所特別会計へ繰入れ 1 珠算検定事業費 2 簿記検定事業費 3 タイプ(英和文)検定事業費 4 計算尺検定事業費 5 各種行事催物費 6 その他振興費 7 その他 中小企業の協業化、集団化、その他の調査研究費 講演会、講習会、その他
	2. 商工振興技術普及事業費	4,000,000	3,990,741△	9,259	
	3. 調査研究費	300,000	299,083△	917	
	4. 講演会、講習会、貿易対策関係費	200,000	199,476△	524	
	5. 販路拡張費	150,000	409,560	259,560	
	6. 観光宣伝商費	100,000	147,300	47,300	
	7. その他事業費	550,000	531,245△	18,755	
7. 交際費	1. 交際費	220,000	219,835△	165	慶弔接待費、その他
8. 公課分担金	1. 公課金	690,000	645,148△	44,852	諸日商税 1 日商税 2 関東プロ合会諸費 3 県連合会諸費
	2. 分担金	30,000	27,990△	2,010	
9. 償還費	1. 土地買入償還費	1,000,000	1,000,000	0	{昭和37年6月21日付市有地買収契約に基づく土地代金の内入金



10. 厚生費	1. 福利厚生費	410,000	398,745	△	11,255	第6款一般事業費～4,152円流用 （社会保険料 2共済の 3他）	225,220円 141,692円 31,833円
11. 退職給与積立金等特別会計	1. 退職給与積立金特別会計繰入金 2. 県商工会館特別会計繰入金	1,800,000 300,000	1,800,000 300,000	0 0	0	役員退職給与積立金特別会計～繰入れ 0 県商工会館分担保積立金特別会計～繰入れ（昭和40年10月4日県中小企業会館を県商工会館（名称変更）	
12. 法定台帳関係金	1. 法定台帳関係金	50,000	50,000	0	0	法定台帳管理費補填金	
13. 雑費	1. 雑費	100,000	99,998	△	2	雑費	
14. 子備費	1. 子備費	10,000	0	△	10,000	第6款一般事業費～10,000円流用	
合	計	16,980,000	16,853,735	△	126,265		

収入支出比較表

（単位円）

収入決算額	支出決算額	差引	残高	備考
17,076,630	16,853,735		222,895	次年度繰越

昭和三十九年度宇都宮商工会議所収支決算書

（特別会計）  
（昭和40年4月1日～昭和41年3月31日まで）

収入の部

（単位円）

項目	本年度予算額	本年度決算額	過不足 （△印減）	備考
1. 經常収入	7,051,000	6,912,960	△ 138,040	
1. 果補助金	4,451,000	4,451,000	0	1. 指導員人件費 2,520,000 2. 補助員人件費 336,000 3. 旅費 140,000 4. 講習会等開催費 1,092,000 5. 軽二輪自動車 0 6. 調査研究費 35,000 7. 事務費 252,000 8. 事務継続指導手当 28,000 9. 同謝金 48,000
2. 市補助金	800,000	800,000	0	宇都宮市補助金
3. 自己負担金	1,400,000	1,200,000	△ 200,000	会議所負担金
4. 手数料	400,000	461,960	△ 61,960	講習会受講料他



2.臨時収入	10,000	11,138	1,138	
1.雑収	10,000	11,138	1,138	預金利子他
3.繰越金	0	0	0	
1.繰越金	0	0	0	
合計	7,061,000	6,924,098	△ 136,902	

支出の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	過不足 (△印減)	備考
1. 普及事業費	5,651,000	5,550,862	△ 100,138	
1. 指導員人件費	2,945,000	2,913,900	△ 31,100	
俸給	2,175,000	2,146,000	△ 29,000	{ 6人×12月 1人×10月
家族手当	59,500	57,400	△ 2,100	
特別手当	710,500	710,500	0	
2. 補助員人件費	407,000	407,000	0	
俸給	312,000	312,000	0	2人×12月
特別手当	95,000	95,000	0	
3. 旅費	165,000	152,040	△ 12,960	
4. 講習会等開催費	1,427,000	1,411,445	△ 15,555	一般及び税務
講師謝金	720,000	727,700	7,700	
講師旅費	92,000	95,640	3,640	
宿泊料	200,000	194,570	△ 5,430	
会場借上料	415,000	393,535	△ 21,465	{ 講師謝金～7,700円、講師旅費～3,640円、調査 研究費～1,680円、通信運搬費～1,177円、流用 郊外地区実態調査、他
5. 調査研究費	35,000	36,680	1,680	
6. 事務費	596,000	553,797	△ 42,203	
備品費	105,000	75,570	△ 29,430	
消耗品費	93,000	91,967	△ 1,033	
印刷製本費	65,000	64,945	△ 55	
通信運搬費	169,000	170,177	1,177	
図書費	60,000	51,120	△ 8,880	
燃料費	101,000	97,918	△ 3,082	
公課	3,000	2,100	△ 900	
7. 税務継続指導費	76,000	76,000	0	手当並びに謝金
2. 一般事業費	660,000	637,240	△ 22,760	
1. 商業振興費	338,000	320,255	△ 17,745	商店経営夏期大学、他
商業振興費	322,000	305,155	△ 16,845	商店街婦人学級
同研修費	16,000	15,100	△ 900	
同調査費	0	0	0	
2. 工業振興費	70,000	69,115	△ 885	
工業振興費	70,000	69,115	△ 885	工業経営講座、玩具並びに紙器組合診断、他



同 研修費	0	0	0	0	0	
同 調査費	0	0	0	0	0	
3. 労務対策費	222,000	217,915	△	4,085		働く心得講習会、眼で見る移動教室、青年学級 他
同 労務対策費	222,000	217,915	△	4,085		
同 調査費	0	0	0	0	0	
4. 税務指導費	30,000	29,955	△	45	45	集団並びに個別指導
3. 管理費	725,000	723,361	△	1,639		
1. 人件費	85,000	88,153	△	3,153		
超勤手当	85,000	88,153	△	3,153		
2. 事務費	70,000	73,361	△	3,361		
器具修理費	20,000	20,605	△	605		バイク修理、他
雑費	50,000	52,756	△	2,756		
3. 会議費	73,000	71,866	△	1,134		運営委員会、金融懇談会、(商)他
4. 福利厚生費	297,000	289,981	△	7,019		{ 超勤手当へ3,153円、雑費へ2,756円器具修理 費等へ605円流用
5. 退職給与積立金	200,000	200,000	△	0		
4. 予備費	25,000	0	△	25,000		
1. 予備費	25,000	0	△	25,000		
合計	7,061,000	6,911,463	△	149,537		

収入支出比較表

(単位円)

収入決算額	支出決算額	差引	残高	備考
6,924,098	6,911,463		12,635	次年度繰越

昭和40年度における特定商工業者法定台帳の  
作成管理及び運用に直接必要な経費の明細書

昭和40年度特別会計収支決算書

(昭和40年4月1日より  
昭和41年3月31日まで)

宇都宮商工会議所

(単位円)

款	本年度額	本年度額	過不足 (△印減)	備考
1. 本年度負担金	1,240,000	1,244,000	4,000	特定商工業者1,600人× $\frac{97}{100}$ (1,555人)×800円
2. 補填金	50,000	50,000	0	
合計	1,290,000	1,294,000	4,000	



御 贈 答 に  
フレッシュで特色のある  
和菓子・洋菓子

菓子と食堂、食料品  
味のデパート

**マスキン**

相生町本店 TEL 3-1391(代表)  
江野町店 TEL 4-9156  
二荒店 TEL 2-7827



支 出 の 部

款	本年 算額	本年 算額	過 (△)	不 印 減	備 考
1. 給 与 費	690,000	660,669	△	29,331	
2. 事 務 局 費	179,796	192,067		12,271	
3. 事 業 費	321,620	345,620		24,000	
4. 福 利 厚 生 費	48,184	47,644	△	540	
5. 退 職 給 与 積 立 金	50,400	48,000	△	2,400	
合 計	1,290,000	1,294,000		4,000	

当所常議員、監事補充選任終了す

当所定款変更認可による、議員増員に伴う常議員並びに  
監事の補欠補充選任は、七月八日開催の臨時議員総会にお  
いて、次のとおりそれぞれその選任が決定されました。

記

常 議 員

有限会社 三 愛 取 締 役 木 村 明  
株式会社 上野百貨店常務取締役 上野修二郎  
合資会社 常陸屋商店代表社員 笠間靖一朗  
松屋製粉株式会社 取締役社長 福田新一  
株式会社 金榎商会代表取締役 赤 塚 毅  
関東書籍株式会社 取締役社長 岩 田 敬  
福田木材有限会社 取締役社長 福 田 俊 次

監 事

有限会社 山木屋洋品店代表取締役 篠 崎 一 郎

委員会委員の補充増員承認さる

既報、議員増員に伴う新任議員の、当所各委員会委員の

増員補充選任については、七月八日開催の常議員会におい  
て、各委員の配置が次のとおり、それぞれ承認決定されま  
した。

記

企画委員 竹沢 整 作 永 井 登  
労働対策委員 谷 村 耕  
中小企業相談  
所運営委員 鈴木 良 亮  
税務委員 本多 光 男 松 井 弘  
厚生委員 西 尾 龍  
情報委員 長 瀬 弘  
青 柳 芳 治  
観光委員 秋 葉 哲

当所各部会の評議員決定す

かねてより当所では、各部会の運営をたすけ、任務の遂  
行のスムーズ化と部会の活発な活動を企図して、部会規定  
に基づく、評議員制度の設置を慎重に検討いたし、別項の  
とおり各部会を開催提案致しましたところ、各部会とも部  
会振興のため設置のことに決定、次のとおり当市各業界に  
おける、すぐれたエキスパートの方が評議員としてそれぞ  
れ選任され、会頭委嘱のことに決定されました。

記

金 融 部 会

名	称	代表者名
富士銀行宇都宮支店長		津 田 三 郎
勸業		間 和 雄
協和		小 川 徳 三
群馬		若 江 理 一 郎
日本信託		清 水 寛 昭
東洋信託		庄 野 省 三
常陽		江 幡 和 雄



東邦銀行宇都宮支店長	会田 勝
山一証券(株)宇都宮支店長	中原博愛
野村 " "	長谷川 正
明治生命保険相互会社宇都宮支店長	小林武雄
朝日 " "	能勢茂松
安田 " "	田保源七
東京海上火災保険(株)宇都宮営業所長	萩原金蔵
同和海上火災保険(株)宇都宮支店長	鳥羽 武

交通運輸部会

名	称	代表者名
関東自動車(株)		豊田達二
栃木貨物自動車(株)		長谷川清吾
旭貨物(株)		荒川喜三郎
栃木トヨタ自動車(株)		新井好二
パブリカ栃木(株)		荒川専蔵
栃木日野自動車(株)		伊沢大吉
栃木いすゞ自動車(株)		吉田英雄
(株)小川自動車整備工場		小川 敏
(株)桜井モーターズ		桜井弥一
亀田自動車工業(株)		亀田 正
(株)吉成自動車修理工場		吉成 香
陽南自動車(株)		鳥取欣司
(株)横島自動車工場		横島 広
多田商会		多田竹七郎
日星石油		佐藤三郎

文化部会

名	称	代表者名
(株)安並		清水 純
(株)中村		中村アキ
(株)ミヤコ寿司本店		高山春吉
梅 寿 司		鈴木 俊
(株)つちや		小林 保
(株)田中永吉商店		田中永吉
(株)岡川ドライ工業所		岡川万蔵
(株)柿沼商店		柿沼与一
三共印刷(株)		秋場栄吉
朝陽堂印刷興業(株)		鈴木重雄

(株)岡田写真館	岡田 正
(株)山本カラーフオート	山本悟朗
(株)倉井理容室	倉井 正
(株)板倉美容院	板倉 文
昭和商事(株)不動産部	豊田伊三郎

商業卸部会

名	称	代表者名
南和商事(株)		福本義隆
(株)稲子商店		稲子喜什
(株)不二屋商店		永藤好文
(株)安斎商店		安斎武男
(株)布久屋商店		津布久 高太郎
(株)安久都商店		安久都 昭
(株)浜野商店		浜野善平
(株)小野川商店		小野川 鍋次郎
(株)川那商事(株)		野田常次郎
(株)藤万商店		宇梶源子
(株)天池商店		天池文平
(株)三 国 堂		入野健太郎
(株)今井肥料店		今井貞寿
(株)栗長商店		栗野健吉
(株)辻由商店		辻 由兵衛

建設部会

名	称	代表者名
(株)菊地組		菊地喜久男
三信工業(株)		水沼三郎
柴田建設(株)		柴田智男
(株)永野工務店		永野光雄
(株)日豊工務店		轟 武
藤 田 組		藤田功重
(株)松沼工務店		横須賀俊明
(株)丸山工業(株)		丸山光太郎
(株)八幡工務所		赤松正彦
(株)横山建設(株)		横山五郎
(株)船見組		船見三三九
須賀工業(株)		菅 新一
(株)秋山塗工部		秋山新一郎



一流メーカー50社と  
特約代理店契約

**工作機械と  
機械工具**

総合商社  
**アラマキ** 済

Miyajimacho Utsumomiya  
TEL.(0286)2-4245 代表

工業部会		名	称	代表者名												
(株) 虎屋本店	(株) 青源商店	小知和産業(株)	(有) 上野製作所	(有) 丸善浅野家具店	(有) 絹周タンス店	栃木工業(株)	(有) 正田製作所	鈴木鍛工(株)	(有) 菊池製作所	東京食品工業(株)	旭食品(株)	(有) 鈴操商店	(有) 吉原米菓工場	(有) 沢屋本店	陸電気工事(株)	
松井常次郎	青木益治	天野仙一	上野栄一	浅野善造	山村周平	坂本爵叢	坪沼好治	鈴木末次	菊池梅吉	花塚製作所	富川正	野田誠司	鈴木松雄	吉原良一	小野沢順一	渡辺勝二
(株) 大谷石材商会	(株) 村山商店	宇都宮木材加工(株)	藤井産業(株)	稲沢設備工業(株)	松本豊工業(株)	今井五郎	稲沢道三	藤井清	森文太郎	村山栄吉	石下福松	村山栄吉	村山栄吉	藤井清	森文太郎	今井五郎

協業組合

労働力不足、技術革新の進展、需要構造の変化等の中小企業をとりまく経済的諸条件の変化で、中小企業もその体質を改善し構造を高度化しなければならず、ここにいわゆる「協業化」が要求されることになってきたのは周知のとおりであるが、現行の中小企業組織化の法制の下では、これに

要する時期になっていないかというためである。

③西独などで物価対策の面からこの種の契約について再検討する気運になっているなどのため、わが国でも再検討を要する時期になっていないかというためである。

労働力不足、技術革新の進展、需要構造の変化等の中小企業をとりまく経済的諸条件の変化で、中小企業もその体質を改善し構造を高度化しなければならず、ここにいわゆる「協業化」が要求されることになってきたのは周知のとおりであるが、現行の中小企業組織化の法制の下では、これに

再販売価格維持契約

このように企業間の自由競争を制限するような約束は、本来は独禁法（正確には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律一昭和二年法律五四号）の精神に反するものなので、同法二十四条の二の規定で、品質が一様であることを容易に識別することができる商品で、公正取引委員会が告示で指定する商品と著作物については、この約束を有効としている。

これまで指定された商品は、化粧品、染毛料、歯みがき、家庭用石けん、医薬品、カメラの六種に属する商品であるが、指定の理由は、有名品であるため往々にして、おとり商品などとして利用され、生産者または商業者の利益を害する結果となる虞れがあるためである。

ところで、最近この契約が大きく取り上げられるようになったのは、①これらの商品のメーカーの数と商品の量がひじょうに多くなってきたこと、②生産者が流通革命下卸商および小売商の系列化の方向を強く打ち出してきたこと③西独などで物価対策の面からこの種の契約について再検討する気運になっているなどのため、わが国でも再検討を要する時期になっていないかというためである。



再販売価格維持契約とは、生産者または卸商が卸商または小売商に商品を販売するに当り、相手方である卸商または小売商がさらに他の卸商、小売商または消費者にその商品を再販売する場合の価格を一定価格としなければならないとする約束のことである。

このように企業間の自由競争を制限するような約束は、本来は独禁法（正確には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律一昭和二年法律五四号）の精神に反するものなので、同法二十四条の二の規定で、品質が一様であることを容易に識別することができる商品で、公正取引委員会が告示で指定する商品と著作物については、この約束を有効としている。

これまで指定された商品は、化粧品、染毛料、歯みがき、家庭用石けん、医薬品、カメラの六種に属する商品であるが、指定の理由は、有名品であるため往々にして、おとり商品などとして利用され、生産者または商業者の利益を害する結果となる虞れがあるためである。

ところで、最近この契約が大きく取り上げられるようになったのは、①これらの商品のメーカーの数と商品の量がひじょうに多くなってきたこと、②生産者が流通革命下卸商および小売商の系列化の方向を強く打ち出してきたこと③西独などで物価対策の面からこの種の契約について再検討する気運になっているなどのため、わが国でも再検討を要する時期になっていないかというためである。

(株) 虎屋醸造店	村田喜三郎
旭玩具製作所	高橋正次郎
(有) 沢田帆布	沢田繁司
栃木製紙(株)	数森幹一

備考・商業小売部会は、所属会員数六〇〇余名を有し、当所にも最右翼にある部会のため、部会にて制度設置のことは決定せるも、評議員選出については、正副部会長に一任のこととなり、目下その人選を慎重に検討致しておりますので、決定次第お知らせ致します。

なお、評議員ご選任の各位には、業務ご繁忙のため誠に恐れ入りますが、ご快諾の上各市商工業発展のため、格段のご協力を切にお願い申し上げます。



じるに十分でない。つまり、経営活動に弾力性を欠いたり共同事業の拡充に制約があったりする。そこでこれらの欠陥を除き、協業化をいっそうやりやすくする環境を整えることが必要だというので、さる七月一日の中小企業政策審議会組織小委員会から「協業組合」制度創設の中間報告が出された。

これによれば、協業組合とは、中小企業者の共同組織で事業協同組合とは自らが事業を営む事業主体である点で異なり、法人が組合員となれる点で企業組合より広く、組合の事業は組合員の事業の全部または一部もしくはこれに関連するものに限られ、かつ全組合員に対し競業禁止の義務を課することによって、事業の集約化と企業性の發揮をはかり、しかも、組合員の主体性を確保するため、議決権の配分、出資の限度、脱退等に人的色彩を濃くして、中小企業者の企業感情にのりながらなおかつ協業化の推進に役立てようというもので、もちろん、協業組合には従来の事業協同組合と同等以上の金融税制上の恩典が与えられることになっている。

### 当所の動き

#### (一) 平出工業団地入居打合せ

- 一、とき 41・7・4日 14時~16時30分
- 一、ところ 当所第3会議室
- 一、対象 入居希望者
- 一、主催 当所並びに宇都宮市
- 一、内容 入居に関する具体的対策について
- 一、申合せ事項  
業種別、ブロック別に協同組合を組織して進出する。

#### 一、講師 市中小企業課高山係長ほか (聴講者 三五名)

#### (二) 中小企業共同工場貸与制度説明会

- 一、とき 41・7・5日 18時~20時
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮市
- 一、内容 (1)本制度事業計画作成基準について  
(2)本制度の事業計画作成様式について
- 一、講師 栃木県中小企業課阿部係長ほか  
(聴講者 九名)

#### (三) 来春学卒者求人要領説明会並びに 求人申込受理

- 一、とき 第1回 41・7・6~7日
- 第2回 41・8・8~9日
- 一、ところ 当所第1会議室

- 一、主催 当 所
- 一、内容 求人要領と求人申込み受理
- 一、受付機関並びに講師  
宇都宮公共職業安定所 寺沢職業紹介課長ほか担当者  
(聴講者 六五名)

#### (四) 初等商業簿記講習会

- 一、とき 第1回 41・7・12~14日 18時~20時30分
- 第2回 41・7・26~28日 20時30分
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮青色申告会
- 一、内容 商業簿記の初歩から決算まで
- 一、講師 公認会計士 鎌形哲夫氏  
(聴講者 第1回 六四名  
第2回 四九名)

#### (五) 牛乳販売店経営改善懇談会

- 一、とき 41・7・15日 17時30分~20時
- 一、ところ 中河原町台中軒
- 一、主催 当 所
- 一、内容 牛乳販売店の経営改善策と、販売促進策について
- 一、講師 当所中小企業相談所  
小川・亀田経営指導員  
(聴講者 一二名)

#### (六) 経済講演会

- 一、とき 41・7・16日 13時30分~16時
- 一、ところ 栃木会館地下小ホール
- 一、主催 当所並びに宇都宮市・日本経済新聞社
- 一、演題 内外経済の現状と景気の見通し
- 一、講師 日本経済新聞社  
論説委員 武山 泰雄氏  
(聴講者 二八七名)

#### (七) 商店経営夏期大学

- 一、とき 41・7・21~23日(3日間)
- 一、ところ 塩原温泉 もみじ荘
- 一、主催 当所並びに宇都宮市・宇都宮市商店街連盟
- 一、内容と講師  
(1)これからの小売店経営  
東京都商工会議所振興部長 高橋 重一氏  
(2)新しい店舗構成について  
東京都商工指導所  
(3)スーパーマーケットと小売店のあり方  
中小企業診断員 林 喜与次氏  
(4)商店における労務の自己診断



个性的な  
メガネのおしゃれ




**サカモトメガネ**

本店・第一銀行前 支店・オリオン通り西口

中小企業診断員 佐野 滝夫氏  
(聴講者 四七名)

(八) 青色申告者に対する記帳個別指導

- 一、とき 41・8・3～4日 9時～16時
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮税務署、宇都宮青色申告会
- 一、内容 記帳要領個別指導
- 一、講師 宇都宮税務署  
高田青色指導係長他  
(聴講者 六五名)

(九) 働く青少年の余暇善用講習会

- 一、とき 41・8・10日 18時30分～20時30分
- 一、ところ 宇都宮市中央公民館
- 一、主催 当所並びに宇都宮市商店街連盟、宇都宮中小企業労務改善協議会、市年少従業員福祉員協議会
- 一、後援 栃木婦人少年室、宇都宮市
- 一、内容 働く青少年の人間関係と仕事について
- 一、講師 若い根っ子の会々長 加藤日出男氏  
(聴講者 六二名)

(一〇) 税務継続指導説明会

- 一、とき 41・8・11日 13時30分～16時
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮税務署
- 一、内容 (1) 売上、仕入帳、経費帳の記帳について  
(2) 青色申告の特典の活用について
- 一、講師 宇都宮税務署 所得税課長 海賀 弘氏  
青色指導係長 高田 正義氏  
(聴講者 六〇名)

◎9月～10月開催予定の  
各種講習会のお知らせ

(一) 商店街の造成問題講習会

- 一、とき 41・9・6日 13時30分～17時
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮市、宇都宮市商店街連盟
- 一、内容 (1) 商店街の形態的变化  
(2) 商店街の共同事業と協業化  
(3) アメリカにおけるショッピングセンターの  
発展  
(4) 日本における商店街造成の推移
- 一、講師 東京商工指導所 商業部長 赤羽 幸雄氏
- 一、対象 商店街幹部並びに商店経営者
- 一、聴講 無料

(二) 販売増進のためのセールス技術講習会

- 一、とき 41・9・12～14日(3日間)  
18時30分～20時30分
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮市
- 一、内容 (1) 販売のキッカケをどうしてつくるか  
(2) 販売を成功させるには  
(3) セールスマンシップとは  
(4) 売り上げを向上させる効果的な接客、訪問、  
話術のすすめ方
- 一、講師 経営コンサルタント 掛井 善雄氏
- 一、対象 商店、販売会社販売員、その他

(三) ボランティア・チェーン研究会

- 一、とき 41・9・22日頃
- 一、ところ 栃木会館会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮市
- 一、内容 (1) ボランティア・チェーンの本質と中小商業  
政策  
(2) ボランティア・チェーンの組織運営につい  
て  
(3) ボランティア・チェーンと小売店
- 一、講師 中小企業指導センター職員
- 一、対象 経営者並びに幹部従業員
- 一、聴講 無料

(四) 工場経営講習会

- 一、とき 41・9月下旬
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮市
- 一、内容 設備投資はいつ、どの様に行うべきか?



(四) 労務管理講習会

- 一、とき 41・9月下旬
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに中小企業労務改善協議会
- 一、内容 中小企業の賃金規制の作り方

(六) 建設業幹部従業員訓練講習会

- 一、とき 41・10月初旬
- 一、ところ 栃木会館会議室
- 一、主催 当所並びに栃木県建設業協会宇都宮支部
- 一、内容 建設業幹部従業員の使命とあり方
- 一、講師 (予定) 産業能率短期大学

教授 佐藤 富治氏

(七) 利益計画と資金計画の立て方講習会

- 一、とき 41・10月中旬
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮市
- 一、内容 業種、規模別にみたこれからの利益計画と資金計画のたて方

(八) 体質改善の為の経営の自己診断

- 一、とき 41・10月中旬
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに宇都宮市
- 一、内容 商店の体質改善のための経営自己診断(その秘策について)

(九) 労務管理講習会

- 一、とき 41・10月下旬
- 一、ところ 当所第1会議室
- 一、主催 当所並びに中小企業労務改善協議会
- 一、内容 就業規則と職場規則の作り方

なお、これらの講習会開催につきましては、その都度会員の皆さんにお知らせ申し上げておりますので、どうぞご事業の安定とご繁栄のため、当日はぜひ多数ご聴講下さるようお願い致します。

また、各種講習会の企画につきましては、できるだけ時流と企業にマッチしたものを、と常々考えておりますが、「このような話をぜひ聞きたい」「あの講師の話を」等々ご希望がございましたら当所宛ご意見をお聞かせ下さるようお願い致します。

当所新規加入会員のご紹介

(敬称省略)

業種	住所	名称	電話
牛乳販売	材木町四〇六	グリコ牛乳 西原販売所	(三)六、九一
飲食業	西大寛三丁目一 五	川治食堂	(三)三、八五
車輛整備	松原三丁目六〇六	(和)八代モーターズ	(二)六、九三
//	鶴田町三、四三	(和)和田自動車 整備工場	(三)八、九六
電機工業	// 三、七五	上野電機工業所	(四)七、四三
軽量鉄骨	作旭二町三、四六	高橋鉄筋工業(和)	(三)一、四六
土建業	長岡町六八	坂本土建	(二)三、三三
鋼材工具	新宿町四七	(和)精晃社	(二)〇、五五
紙器製造	東堀田町二〇三	(和)鈴木紙器製作所	(二)三、四三
縫製業	中堀田町三三	(和)まつもと	(二)三、三四
最中皮製造	// 二、五四	(和)種徳商店	(二)七、四三
木材業	// 三、九	(和)池田亀次郎商店	(二)八、九二
乾物業	// 三〇三	石の巻屋	(二)五、二三
陶器業	// 三〇八	森戸産業(和)	(二)四、三九
景品券販売	// 三三七	ブルーチップスタン ブ(和)宇都宮営業所	(二)〇、三六
車輛整備	旭一町三、四〇	(和)山本 モーターズ商会	(四)八、三二
電動機具	// 三、五五	田崎電機(和)	(三)六、〇九
洋品業	大工町四九	(和)サイキ洋品店	(三)四、九九
呉服業	川向町八〇五	(和)角新部呉服店	(四)三、〇七
部品製作	今泉町三、五五	富田鉄工所	(三)三、九三
乾物	// 二、七三	丸吉商店	(四)九、四九
建築業	石井町三、九三	浅岡	一
電気器具卸	旭一町三、四三	贊光電器産業(和) 宇都宮営業所	(三)六、六七
米菓製造	昭和一丁目八〇	相馬屋	(三)三、五七
銀行業	泉町一〇六	(和)東邦銀行 宇都宮支店	(二)〇、四三
和洋家具	伝馬町三、二四	(和)家具の上野	(三)二、九六
服生地卸	西一丁目一三	(和)津吹商店	(四)八、〇四
食料品卸	吉野三丁目八〇	(和)和田商店	(四)五、九六
米菓製造	滝谷町一〇四	(和)ときわや米菓店	(三)二、〇〇
呉服業	馬場町三、八五	吉沢商店	(四)八、〇三
車輛整備	東堀田町八六	(和)高崎モーターズ	(二)七、四二
輪出玩具	下河原町一〇六	石川輪出玩具	(三)六、一七
ケイ・ド・ス	大工町四三	保坂ウインド	(二)九、三六
鶏卵鶏肉	上河原町五五	亀田商店	(二)五、八五



銘 葉  
雨情詩集と  
夢の日光

合資会社 とらや菓子店

本店 西1丁目3~6 電 (3) 3,828 (代)  
支店 大工町463~3 (4) 5,895  
東武デパート名店街 (4) 8,281~内線26  
栃木会館名店街 (2) 9,894

米菓製造	籾瀬町三〇六	(備)	日光あられ本舗	(四)七、四六
ゴルフ用具	今泉町六八	宇都宮	ゴルフ商会	(三)七、四六
電池・鉛	// 一、〇七七	寿産	業	(四)三、七六
車輛整備	// 三、〇〇二	(備)五井瀨自動車整備工場		(三)六、七四
米菓製造	東峰町三〇四〇	大山製菓	(備)	(四)六、六九
酒造業	桜子日一〇五	(備)小林全三郎商店		(二)三、七五
電気器具	桜子日一〇六	森電気商会		(三)三、〇〇
車輛整備	// 五〇三	山口自動車修理工場		(四)六、五九
//	西原町三一	美鈴自動車整備工場		(四)七、九四
建設業	// 四八	清水建設(備) 宇都宮出張所		(三)三、三四
米菓製造	春日町六八	(備)鈴木製菓所		(四)八、七六
ガソリンスタンド	松峰町一、四四	(備)シエル・サービスステーション		(三)六、七〇
時計貴金属	曲師町三二五	(備)鶴野時計店		(三)五、六五
ガソリンスタンド	東端田町三〇三	(備)新庄宇都宮営業所		(二)五、五五
印刷業	旭一町三、五八	栃木県重要印刷(備)		(四)四、三三
ガソリンスタンド	籾瀬町八五	(備)高山油店		(三)六、六五
車輛電器	今泉町八五	(備)野中電機商会		(三)三、四一
籾製	下荒針町三、五二	阿部定吉商店		(四)三、七七
大谷石	大谷町一、三五	平野石細工店		(五)〇、三七
一般旅客送客	一条町一、六三	矢野自動車(備)		(四)三、三一
印刷資材	泉町一七	小野印刷資材(備)		(二)五、七九
パン製造卸	滝谷町十五〇	(備)滝の金田屋		(三)五、八四
炭灰製造	吉野三丁目八〇	宇都宮煉炭工業(備)		(四)二、四九
ヤクルト製造	鶴田町三、六四	宇都宮ヤクルト(備)		(三)六、三六
研磨工業	中戸祭二丁目四	松本研磨工業所		(二)七、四二

時計修理	中戸祭二丁目九	大幸時計店	(二)八、三三
販売	一輪	ラビット栃木(備)	(三)六、六五
販売	旭一町三、五八	襟川産業(備) 宇都宮出張所	(四)七、二九
染料薬品	押切町八四	(備)田村浅吉商店	(四)六、九七
鶏肉鶏卵	今泉町六四	蓮見商店	一
小売業	平出町四、四三	(備)北村金物店	(二)一、九六
家庭用金物	清住三丁目一〇九	(備)平石屋	(二)三、三〇
酒類食料品	// 一〇〇	(備)関東米菓	(二)六、六三
米菓製造業	// 五〇二	(備)常陽銀行 宇都宮支店	(二)六、五五
銀行業	泉町一〇四	日成冷機工業(備)	(二)一、〇六
冷暖房工事	小幡二丁目一〇九	(備)村山商店	(二)一、八七
建設資材	// 二〇七	(備)田野茶舗	(二)三、七四
茶卸小売	// 三〇三	荒川花器店	(四)五、八六
茶器花器	西一丁目三〇二	(備)大根田精肉店	(三)六、七三
精肉業	西原二丁目三	岡村近代設備(備)	(四)四、四五
ガソリンスタンド	一条三丁目一〇八	(備)みとや薬品	(四)八、四五
家具卸	花房三丁目一〇五	ふくだや	(二)一、五四
薬品化粧品	// 二〇三	弘文堂製本所	(二)七、四九
飲食業	西一の沢町三五	大関靴店	(三)九、四五
製本業	松原二丁目二	大森鉄工所	(四)七、〇七
靴修理販売	宮原町二〇九	星野板金店	(四)二、三三
製菓業	// 一四	うえむら	一
板金業	上戸祭町六〇	大洋出版印刷所	(二)三、五五
車輛整備	// 四〇一	(備)好楽製麵所	(三)二、五七
製麵業	旭一町三、五八	サールピア	(四)九、五九
喫茶業	今小路町天	篠崎運送(備)	(三)四、六五
貨物運送業	籾瀬町八四	小川自動車整備工場	(三)五、六三
車輛整備	// 四〇二	安斎電機	(三)八、〇七
鉄工業	// 一、〇〇八	栗原製作所	(四)六、七七
教材販売業	宿郷町二六	岸教材社	(四)七、七三
車輛整備	今泉町六六	ツバサ産業(備) 修理工場	(三)六、三九



缶詰食品卸	今泉町三、四三	(株)佐藤商店	四六、三三
鑄造業	二、六六	(株)小林鑄造所	(三)一、七五
車輛整備	二、九六	(株)愛全重車輛整備工場	四六、四四
鉄工業	竹林町三三	渡辺鉄工所	四八、七六
車輛整備	平出町四、六二	大塚自動車整備工場	四九、七〇
"	"	滝ヶ崎自動車整備工場	(三)六、四三
"	"	(株)宗像自動車整備工場	(三)九、九六
"	"	増洲自動車整備工場	四四、八四
石材業	石井町二六	菊池石材店	—
理容業	"	二、四〇〇	郷間理容所
車輛整備	"	二、七三三	渡辺モーターズ
ガソリンスタンド	道場宿町二、七	丸屋商店	—
生花業	下砥上町八五	(株)新日本ガーデン	—
食料品	大谷町一、四七	(株)大栗商店	(城)二、五
車輛整備	上横田町七五	巨光自動車	(四)六、三三
ガラス及びガラスケース	中戸祭町八五	小川忠商店	(一)八、五三
飲食業	〓〓〓	永岡食堂	(一)四、七八

宇都宮手形交換高 (単位千円)

年	月	手形枚数	金額
四十二年六月	七月	七〇、〇一五	二〇、四〇四、七〇二
四十二年六月	七月	六四、八九五	一七、四九二、九六一

不渡手形

年	月	手形枚数	金額
四十二年六月	七月	六九〇	三〇九、八〇五
四十二年六月	七月	七一九	五二、五〇七

宇都宮銀行会 (八行加盟) 預

金貸付高

年	月	預金	貸付
四十一年六月	七月	七二、九二〇、四三四	四七、一九三、五五七
四十二年六月	七月	七四、三五二、九四二	四九、三三四、一八九

宇都宮中小商工業施設改善及び  
従業員宿舎建設資金融資状況

年	月	摘要	件数	金額
四十二年七月	八月	申込承認	一七八	四、五〇〇
四十二年七月	八月	申込承認	二〇九	四、〇〇〇

宇都宮市中小企業互助会運転資金融資状況

年	月	摘要	件数	金額
四十一年七月	八月	申込承認	二〇二	六、二五〇
四十二年七月	八月	申込承認	二二五	五、二五〇

当所事業運営の基盤を生む

各種開催会議経過詳報

(一) 常議員懇談会

- 一、とき 41・7・6日 11時~13時30分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 荒牧副会頭ほか一六常議員
- 一、協議事項 (1)常議員補充選任の事務取扱について (2)その他

(二) 常議員会

- 一、とき 41・7・8日 14時30分~15時
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 保坂会頭ほか一六常議員
- 一、議案 第1号臨時議員総会提出議案審議について (1)役員補充選任について (2)第2号委員会委員の補充増員について

(三) 臨時議員総会

- 一、とき 41・7・8日 15時10分~15時45分
- 一、ところ 第1会議室
- 一、出席者 保坂会頭ほか五八議員

(内委任状提出者一〇議員)

一、議案

第1号役員補充選任について

その他

(四) 金融部会

- 一、とき 41・7・23日 10時~11時50分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 鮎田部会長ほか一六部員
- 一、協議事項 (1)副部会長の選任について (2)評議員の選任について (3)第2回中小企業親善野球大会開催について (4)部会振興策について



技術に明けて  
技術に暮れる



**ウツヤ洋服店**  
TEL 4-5622

(四) 商業小売部会

- 一、とき 41・7・25日 13時30分～14時30分
- 一、ところ 第1会議室
- 一、出席者 木村部会長ほか八部員
- 一、臨席者 荒牧副会長
- 一、協議事項
  - (1) 副部長補充選任について
  - (2) 評議員の選任について
  - (3) 第2回中小企業親善野球大会開催について
  - (4) その他

(内) 常議員会

- 一、とき 41・7・26日 13時15分～14時15分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 保坂会頭ほか二四常議員
- 一、議案
  - 第1号通常議員総会提出議案審議について
  - (1) 昭和40年度事業報告について
  - (2) 昭和40年度収支決算について
  - 第2号講師等の旅費に関する規定一部改正について
  - 第3号当所商業活動調整協議会委員委嘱について
  - 第4号昭和41年8・9月事業予定について
  - 第5号新会員の加入承認について
  - 第6号夏まつり執行について

(七) 通常議員総会

- 一、とき 41・7・26日 14時20分～16時
  - 一、ところ 第1会議室
  - 一、出席者 保坂会頭ほか五七議員
- (内委任状提出者一二議員)

- 一、臨席者 釜井市経済常任副委員長
- 一、議案
  - 第1号昭和40年度事業報告について
  - 第2号昭和40年度収支決算について
  - 第3号昭和41年8・9月事業予定について

報告事項

- (1) 講師等の旅費に関する規定一部改正について
- (2) 当所商業活動調整協議会委員委嘱について
- (3) 夏まつり執行について

(六) 交通運輸部会

- 一、とき 41・7・27日 13時～14時30分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 小平部会長ほか一三部員
- 一、協議事項
  - (1) 評議員の選任について
  - (2) 第2回中小企業親善野球大会開催について
  - (3) 部会振興について

(内) 文化部会

- 一、とき 41・7・28日 10時30分～11時30分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 岩田部会長ほか三部員
- 一、協議事項
  - (1) 評議員選任について
  - (2) 第2回中小企業親善野球大会開催について
  - (3) 部会振興事業について

(六) 商業卸売部会

- 一、とき 41・7・28日 13時20分～15時10分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 上野部会長ほか一八部員
- 一、協議事項
  - (1) 評議員選任について
  - (2) 第2回中小企業親善野球大会開催について
  - (3) 卸商業団地の造成について

(四) 建設部会

- 一、とき 41・7・29日 13時20分～15時10分
- 一、ところ 第3会議室
- 一、出席者 小花副部長ほか六部員
- 一、協議事項
  - (1) 評議員の選任について
  - (2) 第2回中小企業親善野球大会開催について
  - (3) 部会振興事業について

(三) 工業部会

- 一、とき 41・8・1日 13時40分～15時10分



一、ところ 第3会議室

一、出席者 見当副部長ほか一〇部員

一、協議事項

- (1) 評議員の選任について
- (2) 市内中小企業親善野球大会開催について
- (3) 部会の振興について

三 商業活動調整協議会

一、とき 41・8・2日 13時15分～16時10分

一、ところ 第3会議室

一、出席者 高橋会長ほか一委員  
加藤参与代東京通産局山口商工部次長

一、議案

- (1) 当委員会正副会長の選任について
- (2) 東武宇都宮百貨店の店舗床面積増加許可申請に対する意見答申について
- (3) 上野百貨店の店舗床面積増加許可申請に対する意見答申について

四 税務委員会

一、とき 41・8・9日 13時40分～17時

一、ところ 第1会議室

一、出席者 坂本副委員長ほか六委員

一、協議事項

- (1) 政府諮問の今後の税制のあり方並びに昭和42年度税制改正の要望意見について
- (2) その他

五 運営企画合同委員会

一、とき 41・8・17日 13時40分～15時40分

一、ところ 第1会議室

一、出席者 見当・福田両委員長ほか五委員

一、協議事項

- (1) 昭和42年度政府の財政経済政策に関する提出意見取纏めについて
- (2) その他

六 商業小売部会商連役員合同会

一、とき 41・8・18日 13時45分～15時30分

一、ところ 第3会議室

一、出席者 木村部長ほか二〇名

一、協議事項

- (1) 東武宇都宮百貨店並びに上野百貨店の店舗床面積増加許可申請について
- (2) 国鉄生協宇都宮支部の売店新店舗開設について
- (3) 市制70周年記念行事について

七 商業活動調整協議会

一、とき 41・8・23日 13時30分～15時30分

一、ところ 第3会議室

一、出席者 高橋会長ほか一三委員  
加藤・羽石参与・唐沢事務官

一、議案

- (1) 継続審議の東武宇都宮百貨店並びに上野百貨店の百貨店の店舗床面積増加許可申請に対する意見取纏めについて
- (2) その他

中小企業庁だより

くにの施策を最大に活用しましょう

このたび中小企業庁に「施策普及室」という新しい機構が設けられたのをご存知ですか。この新しい「施策普及室」は、国の中小企業施策の普及とその実施状況（効果や問題点）を調査することを目的として去る四月二十五日に設置され、最近漸く体制を整えて、積極的な活動をはじめたものです。

現在、国の行なっている中小企業対策は決してこれで十分であるとは申せませんが、金融、税制、組織、指導等の面での諸施策が出揃い、必要な網は一応張られたように考えられます。一般予算額二九三億円、財政投融资額二、五〇三億円、中小企業関連法約二〇によって中小企業施策は細分化いたしておりますが、これらの制度を中小企業の方々が有効に活用されなければ生きた制度にはなりません。私共は、中小企業の諸制度が三百五十万の全中小企業者に活用されるようにしなければならぬと思います。そのためには今後商工会議所とタイアップして中小企業庁の考えや施策を個々の中小企業者と中小企業関係者に十分お知らせするとともに、中小企業の問題点を共に検討してゆきたいと思っております。

このような希望をもって新しい「施策普及室」においては、第一に国の施策のPRを進めることといたします。近く皆様のお手元に「中小企業施策のあらし」や「リーフレット」「パンフレット」をお届けいたします。さらに毎週一回中小企業施策の「ラジオ放送」をいたしておりますが、九月からは「テレビ放送」や「映画」による施策の普及をいたします。

第二に「施策普及室」は、中小企業者からの意見、要望をもとにして国の行なう施策についての反省を行ないます。中小企業モニター会議や一日中小企業庁の開催を通じて中小企業関係者の意見を十分に聴くとともに、これらの声を施策の改善に十分反映させたいと考えています。

なお、中小企業の方々の行政相談と苦情相談に応ずるため「施策普及室」に相談係を設けて、中小企業の方々からの相談や苦情を処理いたすこととしておりますので、何なりと申出て下さい。

以上、「施策普及室」は施策の再検討という使命をもつ



て出発しましたが、このような仕事はわれわれの力だけでは到底達成し得るものではなく、中小企業者一人一人の深い理解と協力がなければその成果を期すことはできません。中小企業の方々が国の施策を十分に活用されるという方向で、「施策普及室」に注文をつけられることをお願いして今回の「中小企業庁だより」といたします。

### ◎第11回全国商店サービス運動並びに 第11回全国商店商店街・コンクール実 施について

本運動並びにコンクールの開催は、昭和31年10月を第一回として実施してから、本年をもって第11回を数え、この間当市商店、商店街の多数の参加を得て有意義に実施され、一層のサービスの向上と、小規模事業の経営の改善発達を図るため、次の要領により実施いたしますので、前回どおり、積極的にご参加下さるようお知らせ致します。

- 一、主催 商店サービス運動実施要綱
- 一、後援 当所並びに日本商工会議所  
通商産業省、中小企業庁、東京通商産業局、  
宇都宮市、宇都宮市商店街連盟

一、期間 昭和41年10月1日～31日までの1カ月間

一、本運動の重点項目  
正札販売、正量販売、品質表示、接客サービスの向上  
および陳列・照明の改善の5項目に重点をおきます。

一、本運動に関するPRの展開  
本運動の実施期間中、ポスター、ビラの貼布、スライ  
ドの上映等を行なうほか、商業者および消費者に対し、  
宣伝啓発のためのPRを行ないます。

- 一、「家庭用品品質表示法」等についてのPR
- 一、商店と消費者との座談会等の開催
- 一、消費者の苦情調査



事務用文具と  
スチール書庫



# 長瀬文具店

宇都宮市オリオン通り角 TEL.(3)5018

一、店主、従業員を対象に、消費者に対するサービスの改善向上に関する講習会、座談会等を開催する。

- 一、自己診断チェックリストの作成、利用
- 一、ポスター、ステッカーの配布

また本運動期間中、つぎの要領により全国商店・商店街コンクールを実施します。

- 一、参加申込み

参加を希望する商店または商店街は、当商工会議所へ  
九月末日迄に申込んで下さい。

- 一、コンクール審査内容

- (1) 施設にあつては、店舗、陳列、照明を
- (2) 販売促進については、正札、正量販売、品質表示
- (3) 経営は、経営一般、店員対策

について行なわれます。

また、商店街については、販売促進、経営一般と組織、  
運営、環境整備事業などについて行なわれます。

なお、コンクールは「審査委員会」により厳重審査の上  
入賞商店街には通商産業大臣賞、中小企業長官賞、通商産  
業局長賞が、また、入賞商店には、日本商工会議所会頭賞  
が、それぞれ授与されることになっております。

### 実務相談室

#### ◎職務給と職能給の相違について

(問) 最近職務給、職能給、資格給など賃金に関する言葉  
をよく聞きますが、この違いはどこにあるのでしょうか、  
お教え下さい。(宇都宮市西原町 S生)

(答) 職務給というのは、職務と責任が同じないしは同程  
度の職位に対して、同じ賃金を支払うような賃金体系で、  
よく言われる「同一労働、同一賃金」という原則にのっと  
った賃金です。正確には職務分析をして、仕事の内容から困  
難度とか責任の度合からその職務を評価し、この評価が同  
じもの同じ賃金を支給するということで、職務の種類が  
違っても、評価が同じなら同じ賃金ということになります。

このため、個々人の年齢、経歴、学力などは賃金とは一  
応無関係というのがたてまえです。ところで、この賃金体  
系での昇給についてみますと、経験が増えれば、仕事の量  
や質が少しは向上しますから、昇給があるにしても、同じ  
職位内ではせいぜい三〜四段階ぐらいしかなく、昇給もわ  
ずかで、すぐにストップするということになります。です  
からそれ以上に昇給するためにはより上位の職務に昇進す  
る必要があるわけです。

わが国で、この賃金になっているのは、大工さんとか左  
官やさんといった職人層と考えればよいでしょう。

これに対し職能給は本人の能力に応じて、賃金を決める  
制度です。したがって職務給とちがって、能力ありと判定  
された人は、たとえ現在はその職務をやっていないとしても、  
能力なみの賃金を支払われることになります。



たとえば、ある職場に、三台の大型旋盤があつたとしても、それを操作できる能力のある人が五人いたとして、三人までは大型旋盤の職務につくことができても他の二人はそれができないとします。

このようなとき、職務給では、実際にその仕事をやっていないのだから、この二人に対しては大型旋盤なみの賃金を払わないという風に割り切つてしまいますが、職能給では能力があれば大型旋盤の職務と同じ賃金を払うという考えかたなのです。

この職務給、職能給と並んで、これに似たものに資格給というものがあつます。これは学歴、職歴の仕事についての各種の知識、技能とか管理能力を加えて、ある職位の資格をつくり、それを給与序列の基本にして賃金体系を作りあげたものです。

なお、職務給はともかく、職能給、資格給については、これは一応の基準で、そのなかにはいろいろな型があるのが実情です。  
(担当・亀田経営指導員)

### ◎経営管理者はどんな本を

読むべきか

良書コーナー(その三)

#### 就業規則はこうして作る——その必要性

労基法では、常時十人以上の労働者を雇用する企業では就業規則を制定しなければならないことになっている。しかし現状は「お役所がうるさいから」といって安直に作つてお茶をにごしている程度のところが多い。いざというときどうしても役に立たないわけである。「就業規則作成の手引き」(東京工大教授慶谷淑夫著)は条文の具体例と、実例を解説しながら、就業規則の作り方を説いた実務書である。(B6判二七三頁、価三七〇円、日本経営者団体連盟弘報部刊)。

#### 企業金融の手引書として

金融市場が緩和したというのに、企業の金繰りがいっとうに楽にならないのはなぜでしょうか。企業の金繰りを知るには、大づかみな金融市場の知識だけでなく、企業の内部にあって金融の繁閑を決める要因を、しっかりとつかんでおくことが大切です。「企業金融の知識」(住友銀行東京調査部長今井勇著)はこうした新しい時代の要請に応える企業金融の手引書で、ビジネスマンに欠かせないものといえます。(価二五〇円、日本経済新聞社発行)

#### 経営者の伸びるには他人の人生を知る

ことである

人には皆、それぞれの人生がある。しかし、所期の目的を達成し、その道に名を成すことは、容易なことではない。わが名士の人々の人生の至難な技をやり遂げた、たゆ

まざる努力、たぐいなきアイデア、機をみるに敏なる行動。これらを一冊の本とした日本経済新聞社刊「私の履歴書」は、これから生きぬく人生をもつ経営者や若手幹部に、道標をあたえるものとして有益なものである。(第十一集まであり、各集三八〇円)

#### 企業利益を勝ちとるために

目標利益の設定から達成するためのテクニクは、企業内のすべてが一丸となって、その目標に当たらなければ達成出来ません。「企業利益の計画と管理」(亜細亜大学教授山口年一著)はその方法を体系的に整理して、目標の設定・達成への考え方とテクニクを、詳しい解説・図表・会計資料などを挿入した実務書であります。主な内容は○利益管理と利益計画の本質 ○利益計画図表と損益分岐点 ○利益計画と直接原価計算 ○その他となっています。(A5判三〇五頁、九八〇円、日本法令式刊)

◎なお、当所内に現在不完備ですが「図書室」があり、最少限の書籍がありますので、どうぞご利用下さい。貸出しも行って居ります。  
(亀田経営指導員)

#### 経営者ノート

##### 労働基準法では

休日・休暇をどのように定めているか

労働基準法(以下「法」といいます)で定められている休日、休暇には、次のようなものがあります。

- 休日 日(法第三十五条)
  - 年次有給休暇(法第三十九条)
  - 産前産後休暇(法第六十五条)
  - 生理休暇(法第六十七条)
- 次にそれぞれの内容について述べることにいたします。
- (1) 原則

法はいわゆる週休制を定めております。すなわち法第三十五条は「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない」と規定し、さらに「前項の規定は、四週間を通じて四日以上の日を与える使用者については適用しない。」と定めております。

そこで休日は、毎週一回たとえば毎日曜日とか、毎水曜日とかいうような日を定めて与えるか、あるいは各労働者ごとに交替で四週間を通じて四日を与えるようにしなければなりません。

なお、法律で使用者に義務づけているのは少なくとも週一回の休日であり、一週一回の休日を与えていれば、法律違反にはなりませんので、必ずしも「国民の祝日に関する法律」にある国民の祝日に休ませなくても法律違反にはなりません。



しかし、法律は、一週一回以上の休日を与えることをも予想しているのであって、実際に各事業場においても、週一回の休日のほかに、会社創立記念日、リーダー、国民の祝日、地方祭を休日としているところが少なくありませんし、近時は週休二日制を実施しているところもあります。「休日」というのは、労働契約において、労働義務のないものとされている日をいうわけであり、その一日というのは暦日の一日、すなわち午前零時から午後十二時までの二十四時間をいいます。

ただし、「休日」に関する例外もありますので、以下、それを述べてみます。

#### (2) 一八才以上の男子の場合

以上で述べた原則にかかわらず、満一八才以上の男子については、法第三十六条により、労働者の過半数を代表する労働組合、労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と書面による協定をして、これを行政官庁に届け出た場合には、その協定で定めるところによって、休日に労働させることができます。

#### (3) 女子及び一八才未満の者

これらの労働者については、(2)で述べたような協定による休日労働は認められておりませんので、必ず、週一回または四週四日の休日を与えなければなりません。

(4) 災害その他避けることのできない事由がある場合  
災害、緊急、不可抗力、その他客観的に避けることのできない場合には、(2)で述べた休日労働の協定がなくても、また、女子及び一八才未満の労働者についても、その必要の限度において、休日に労働させることができます。

ただし、この場合には、あらかじめ所轄労働基準監督署長の許可を受けるか、事態急迫で許可を受ける暇がない場合には、事後に遅滞なく届け出なければなりません。(法第三十三条)

しあわせの夢 みんなの東武



■ 営業時間  
9:40～6:00  
■ 定休日  
毎水曜日



うつのみや  
**東武**  
TEL (4) 8281

#### (5) 日 直

休日の際のいわゆる日直勤務については、労働基準監督署長の許可を受ければ、女子が一八才未満の者とかを問わず、その許可にしたがって日直勤務として、休日の勤務につくことができます。

#### ○年次有給休暇の規定

一年間継続勤務して、全労働日の八割以上出勤した労働者に対しては、翌年において六労働日の有給休暇を与えなければなりません。二年以上継続した労働者に対しては、一年をこえる継続勤務年数一年については、さらに一労働日を加算した有給休暇を与えなければなりません。ただし総日数が二〇日をこえるに至った場合においては、そのこえる日数については、休暇を与えなくてもよいとされています。

そして、これらの有給休暇は、労働者の請求する時季に与えることを要しますが、請求された時季に与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、他の時季にこれを与えることができます。この休暇は時間単位に分割することはできず、一日単位として与えなければなりません。

この休暇に対して支払う賃金は、就業規則その他の定めによって、平均賃金又は所定労働時間労働した場合における通常の賃金によって、支払わなければなりません。(法第三十九条)

尚年次有給休暇の請求期間は権利の発生した日から二年間です。また、労働争議手段として有給休暇を請求した場合には与えなくてもよいとされています。

#### ○産前産後の休暇の規定

六週間以内に出産する予定の女子、及び産後六週間を経過しない女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはなりません。

ただし、産後五週間経過した女子が請求した場合には、その者について医師が支障がないと認めた業務につかせることはさしつかえありません。(法第六十五条)

なお、この期間の賃金については法律上の定めはありませんので、労使の定めるところに従うわけで、有給でも無給であってもさしつかえありません。

#### ○生理休暇の規定

生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させることは禁止されています。(法第六十七条)

生理日の就業がいちじるしく困難な女子とは月経及び月経前期における下腹痛、腰痛、頭痛などの強度の苦痛を伴い、就業の困難な女子をいいますが、苦痛は主観的で、医学的な証明は困難なので本人の証明によるほかありませんので、その証明を厳格にすることは制度上このましくないので、



ので、女子労働者から請求があったら与えるようにすることがこのまじいことになります。

次号では就業規則の中でこれらの休暇規定の作り方について説明いたします。  
(担当 亀田経営指導員)

税金のことならなんでも

ご相談ください!

国の税金でお困りの方は、お気軽に税務相談所に申し出て下さい。

税務相談所では、あなたに有利な税務の取扱いについてご説明いたします。

関東信越国税局宇都宮税務相談所

昭和二丁目一七

(県庁西側・白色三階建ての一階です)

(電)九一五一

宇都宮商工青年学級

第三期開講のお知らせ

当所内に各方面好評裡に開設中の商工青年学級は、第二期を七月で終了、いよいよ好シーズンの秋冷のときを迎え九月二日より十二月十四日迄(毎週月水金)内容も新たに第三期開講の運びとなりました。

第三期の内容の特色は、従来とちよつと趣きを変えまして、商業、レクリエーション、経理会計の3コース制を取り、中小企業の問題点、言葉づかい、購買心理、店員の服装態度等商業者として、実際に必要なことをわかり易く、しかも専門的に高度化した内容を取り入れておりますのでどうぞ一般事業者の方の随時ご参加をお待ち致しております。

(詳細についてのお問い合わせ)

電(3)三〇七三へご連絡なく)

当所から皆様にお願ひ!

最近市内の事業所を訪問して、当所の推薦或いは紹介など偽わって各種印刷物の購読等を勧誘又は強要して入会金或いは会費等の名目で、金銭を受領している者があるようですが、とんでもないこととして、私ども職員は、会議所会費の領収以外に、金銭の受領は致しておりませんし、またそういったことの皆様へのお奨めには絶対に伺っておりません。従って当所とは全く何んの関係もありませんので、今後充分にご注意下さるようお願い致します。

なお、こうしたことにつきご不審の点がありました節はご迷惑かけてからでは申訳ありません。すぐ当所へご連絡下さい。(電)三〇七一

事務局日誌

七月

- 四日 栃木県商工会議所連合会専務理事々務局長会議開催 十時三十分 日光市金谷ホテル 星局長出席
- 五日 宇都宮中小企業労務改善協議会評議員会開催 二時 第三会議室 藤生専務理事出席
- 宇都宮中小企業労務改善協議会総会開催 三時 第三会議室 藤生専務理事出席
- 六日 常議員懇談会開催 十一時 第三会議室 荒牧副会頭外十六名出席
- 七日 栃木工業人クラブ月例会開催 三時 浜吉本店 藤生専務理事出席
- 柏崎商工会議所当地工業関係視察来所 十一時三十分 関谷副会頭外四名出席
- 八日 常議員会開催 二時三十分 第三会議室 保坂会頭外十六名出席
- 臨時議員総会開催 三時第一会議室 保坂会頭外四十七名出席
- 九日 栃木会館クラブ定例会開催 十二時三十分 藤生専務理事出席
- 栃木県産清酒愛用運動推進委員会開催 四時 中村 藤生専務理事出席
- 十一日 宇都宮地区雇用協会設立準備会開催 十一時 第三会議室 佐藤市長外十八名出席
- 十二日 宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会開催
- 宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会開催 一時三十分 第三会議室 藤生専務理事出席
- 十五日 監事会開催 十一時 第三会議室 荒牧副会頭外三名出席
- 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催 二時 第三会議室 藤生専務理事出席
- 十九日 日商第九回産業教育委員会開催 十時 日商役員室 藤生専務理事出席
- 日商第二十三回中小企業委員会開催 二時 日商役員室 藤生専務理事出席
- 栃木県商工会議所連合会商業委員会開催 十時 栃木会館第五会議室 福田(富) 木村(明)委員 星局長出席
- 二十日 日商第一三一回常議員会開催 一時 東商第一・二会議室 藤生専務理事出席
- 廿一日 木の俣ずい道被災者救援チャリティーショー打合会開催 三時 栃木会館第六会議室 青木職員出席



廿二日 栃木県社会福祉協議会世帯更生資金運営委員会開  
 催 十時 社会福祉協議会 小川次長出席  
 廿三日 自由民主党栃木支部連合会評議員会開催 一時  
 自民会館二階 藤生専務理事出席  
 廿五日 議員関係商調協委員懇談会開催 十一時 第三会  
 議室 高橋会長外九名出席  
 商業小売部会開催 一時 第一会議室 木村部会  
 長外九名出席  
 廿六日 宇都宮保健所食品衛生優良店舗選定審査委員会開  
 催 十時 宇都宮保健所 星局長出席  
 常議員会開催 一時 第三会議室 保坂会頭外二  
 十四名出席  
 通常議員総会開催 二時 第一会議室 保坂会長外  
 四十六名出席  
 交通運輸部会開催 一時 第三会議室 小平部会  
 長外十三名出席  
 国道宇都宮米沢線改良促進期成同盟総会開催 一  
 時三十分 赤坂プリンスホテル旧館 藤生専務理  
 事出席  
 廿八日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催 十時三  
 十分 互助会室 藤生専務理事出席  
 宇都宮地区雇用協会設立準備会開催 十時 会頭  
 室 藤生専務理事出席  
 文化部会開催 十時 第三会議室 岩田部会長外  
 四名出席  
 商業卸部会開催 一時 第三会議室 上野(美)部  
 会長外十八名出席  
 宇都宮発明協会役員会開催 一時 第三会議室  
 藤生専務理事出席  
 宇都宮発明協会定期総会開催 二時 第三会議室  
 藤生専務理事出席  
 廿九日 東京電力(株)栃木支店宇都宮営業所サービス懇談会  
 開催 十時 営業所会議室 藤生専務理事出席  
 建設部会開催 一時 第三会議室 小花副部会長  
 外六名出席  
 八 月  
 一日 工業部会開催 一時三十分 第三会議室 荒井副  
 部会長外十二名出席  
 商業活動調整協議会委員会開催 一時 第三会議  
 室 高橋委員外十二名出席  
 二日 栃木工業人クラブ月例会開催 四時 浜吉本店  
 藤生専務理事出席  
 三日 東北自動車道建設促進委員会解散総会開催 十時  
 三十分 霞山会館九階会議室 藤生専務理事出席  
 東北縦貫自動車道着工祝賀会開催 五時 赤坂ブ

リンズホテル新館クイーンホテル 藤生専務理事  
 出席  
 四日 宇都宮市市民会館建設委員会開催 十時 市第一  
 会議室 藤生専務理事出席  
 五日、九日 宮の夏まつり開催  
 五日 栃木県商工会議所連合会昭和三十九年度事業報告  
 並びに収支決算書協議会開催 一時 みくら山会  
 館 星局長出席  
 六日 栃木県機械金属工業連合会通常総会開催 十時  
 栃木県工業指導所 星局長出席  
 九日 栃木県商工会議所連合会専務理事々務局長会議開  
 催 十時 栃木会館 星局長出席  
 栃木行政監察局行政相談委員地区連絡会開催 十  
 一時 監察局会議室 藤生専務理事出席  
 一 税務委員会開催 一時三十分 第一会議室 木村  
 副部会長外六名出席  
 十日 第二回市内中小企業親善野球大会キャプテン会議  
 開催 二時 第一会議室 小売部会代表外十三名  
 出席  
 十一日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催 一時  
 第三会議室 藤生専務理事出席  
 十二日 宮の夏まつりセール抽せん会開催 十時 第三会  
 議室 荒牧会長他十一名出席  
 十七日 馬場町七の日の会十周年記念式典 午前七時 足銀  
 宇都宮支店三階ホール 藤生専務理事 星局長  
 小川次長出席  
 一 運営・企画合同委員会開催 一時三十分 第三会  
 議室 見当委員長外六名出席  
 十八日 宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会開催  
 十時 第三会議室 藤生専務理事出席  
 十八日 商業小売部会商店街連盟役員会合同協議会開催  
 一時三十分 第一会議室 木村部会長他十九名出  
 席  
 十八日、十九日 茨城・栃木両県商工会議所商業委員会交  
 流会議開催 正午より 奥日光湯元 福田(寛)  
 木村(明)委員 藤生専務理事出席  
 二十日 宮の夏まつりセール金精峠霧降高原招待旅行実施  
 廿二日 栃木県社会福祉協議会第五回世帯更生資金運営委  
 員会開催 十時 社会福祉協議会々議室 藤生専  
 務理事出席  
 廿三日 商業活動調整協議会委員会開催 一時三十分 第  
 三会議室 高橋会長外十六名出席  
 廿五日 太田商工会議所当地商店街視察来所 十時 阿蔵  
 議員外五十九名  
 廿六日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催 十時三  
 十分 第三会議室 藤生専務理事出席



小売物価調査報告表

(昭和四十一年八月現在)

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格		
穀類・粉製品	うるち米(配給)	1 kg	116.50	野菜・果実	大根	1 kg	50	畜産食品	牛肉	100 g	100	加食料工品	竹輪	100 g	10		
	〃(非配給)	〃	133		キャベツ	〃	30		豚肉	〃	70		たくあん	〃	8		
	〃(外米)	〃	—		ねぎ	〃	50		牛乳	180cc	16	菓子	ビスケット	1包	100		
	〃(準内地米)	〃	97		玉ねぎ	〃	40		鶏卵	100 g	20		キャラメル	1両	20		
	もち米	〃	145		りんご	〃	120		バター	1両	180		ドロップ	100 g	25		
	精麦	〃	65		みかん	〃	—		調味料	醤油	1本		220	せんべい	〃	33	
	小麦粉	〃	60		水産食品	まぐろ	100 g			25	味噌	1 kg	115	嗜好品	清酒	1本	510
	小麦	100 g	30			さば	〃			9	化学調味料	1かん	170		ビール	〃	120
	小豆	100 g	30			いわし	〃			—	砂糖	1 kg	135		焼酎	〃	345
	食パン	〃	10			いか	〃		10	食用油	1ℓ	180	ウイスキー		〃	300	
干うどん	〃	7	塩さけ	〃		60	加食料工品	豆腐	100 g	6	ジュース	〃	300				
かんしょ	1 kg	80	塩煮干	〃		35		油あげ	〃	30	緑茶	100 g	40				
ばれいしょ	〃	40	のり	1帖(10枚)		200	嗜好品	紅茶	1かん	150	雑品	洗濯せっけん	1袋	450			
野菜果実	嗜好品	紅茶	1かん	150		織品		作業服	1着	1,900		燃料	木炭	1俵	600		
		たばこ(いこい)	1両	50				男子メリヤスシャツ	1枚	200			まき	1束	80		
		織品	晒木綿	1m				26	男子ワイシャツ	〃			800	石炭	1噸	195	
			ポプリン	〃	100			男子くつ下	1足	180			れん炭	1袋	330		
			キャラコ	〃	85			婦人くつ下	〃	400			ガソリン	1ℓ	48		
			ネル地	〃	100			毛糸	500 g	1,500			家庭用機械器具	テレビ	1台	52,000	
		サージ	〃	1,580	打綿			〃	1,200	電気洗濯機				〃	23,000		
		オーバー地	〃	—	建築材料			杉角材	1立方m	25,000				電球	1個	55	
		富士絹	〃	350				杉板材	1平方m	180				自転車	1台	16,000	
		ナイロンサージ	〃	250			セメント	1袋	360	ミシン	〃		28,000				
男子背広服	1着	10,000	くぎ	100 g		7	時計	1個	4,500								
男子学生服	〃	3,600	畳表	1枚	430	雑品	感冒薬	1箱(25錠)	120								
			板ガラス	〃	60		栄養剤	〃(30錠)	220								

宇都宮市の全商工業者の方へ  
**会員増強運動実施中**  
 商工会議所の会員になりましょう

◇商工会議所はそれぞれの地域の経済界の振興発展を目指していろいろな事業を  
 図っております。  
 ◇商工会議所は商工業者のサービスの機関です。  
 商工業者の世論を商工会議所に集めましょう。